第2編 材料 編

第1章 一般事項

第1節 適 用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕 様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。 ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料について は除くものとする。

第2編 材料 編

第1章 一般事項

第1節 適 用

本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は(財) 土木研究 センター又は(財) 建材試験センターが発行する品質審査証明書を、受注者の責任におい て整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければ ならない。

I セメント	
品目	対応JIS規格(参考)
ポルトランドセメント	JIS R 5210
高炉セメント	JIS R 5211
シリカセメント	JIS R 5212
フライアッシュセメント	JIS R 5213

Ⅱ 鋼材

Ⅱ 鋼材	
品目	対応JIS規格 (参考)
(1) 構造用圧延鋼材	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
(2) 軽量形鋼	
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
(3) 鋼管	
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
(4) 鉄線	
鉄線	JIS G 3532
(5) ワイヤロープ	
ワイヤロープ	JIS G 3525
(6) プレストレストコンクリート用鋼材	
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
PH鋼線	JIS G 3109
ピアノ線材	JIS G 3502

硬鋼線材	JIS	G	3506
(7) 鉄鋼			
鉄線	JIS	G	3532
溶接金網	JIS	G	3551
ひし形金網	JIS	G	3552
(8) 鋼製ぐい及び鋼矢板			
鋼管ぐい	JIS	G	5525
H型鋼ぐい	JIS	G	5526
熱間圧延鋼矢板	JIS	G	5528
鋼管矢板	JIS	G	5530
(9) 鋼製支保工			
一般構造用圧延鋼材	JIS	G	3101
六角ボルト	JIS	G	1180
六角ナット	JIS	G	1181
擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金	JIS	G	1186
セット			

Ⅲ 瀝青材料

品目	対応JIS規格(参考)
舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

Ⅳ 割ぐり石及び骨材

割ぐり石	JIS A 5006
道路用砕石	JIS A 5001
アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
フィラー(舗装用石炭粉)	JIS A 5008
コンクリート用砕石及び枠砂	JIS A 5005
コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

第2節 工事材料の品質

1. 機械試験

受注者は、ポストテンションの、PC鋼線・PC鋼棒については、機械試験(引張 試験)を各々1回(1片)行わなければならない。

2.試験結果

PC鋼材の試験はJIS Z 2241 (金属材料引張試験方法) に準じて行い、試験結果を 整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**すると ともに、完成時に納品するものとする。

第2節 工事材料の品質

1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミ ルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または 検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書 で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされて いる材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマー

ク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。

2.中等の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。

3.試験を行う工事材料

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または設計図書で指示する方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しな ければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

4. 見本 品質証明資料

受注者は、**設計図書**において指定された工事材料について、見本または品質を証明 する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**しなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本また は品質を証明する資料の提出は省略できる。

5.材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管 しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員 から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料について は、再度確認を受けなければならない。

6. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用 いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質 審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明す る資料とすることができる。

なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場 以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職 員に**提出**するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建 設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実 施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。

第2章 土木工事材料

第2章 土木工事材料

第1節 土

2-1-1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。

第2節 石

第2節 石

2-2-1 石材

天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5003 (石材)

2-2-2 割ぐり石

割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5006 (割ぐり石)

2-2-3 雑割石

雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであっ てはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程 度のものとする。

2-2-4 雑石(粗石)

雑石は、天然石または破砕石ものとし、うすっぺらなもの及び細長いものであって はならない。

2-2-5 玉 石

玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm~25cmのものとし、形状は 概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはなら ない。

2-2-6 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり 石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-2-7 その他の砂利、砕石、砂 1.砂利、砕石

特仕2-2-3 雑割石

雑割石の控長は35cm級とする。

特仕2-2-7(その他の砂利、砕石、砂

クラッシャラン (C-40) 及び再生クラッシャラン (RC-40) の品質規格は、「

砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規 定に適合するものとする。

2.砂

砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条 項の規定に適合するものとする。

第3節 骨 材

2-3-1 一般事項

1. 適合規格

道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗(細)骨材は、以

下の規格に適合するものとする。

JIS A 5001(道路用砕石)

JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂)

JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)

JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨

材)

JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)

JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)

JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)

JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)

2.骨材の貯蔵

受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。

3. 有害物の混入防止

受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。

4. 粒度調整路盤材等の貯蔵

受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、 できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにし なければならない。

5.水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵

受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を 貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければなら ない。

6.石粉、石灰等の貯蔵

受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合 に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。

7.海砂使用の場合の注意

細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮 された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 共仕」第3編2-6-3アスファルト舗装の材料第7項の規定によるものとする。

第3節 骨 材

8.海砂の塩分の許容限度

プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シー ス内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度 は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaC1に換算して0.03%以下としなければな らない。

2-3-2 セメントコンクリート用骨材

1. 細骨材及び粗骨材の粒度

細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、表2-2の規格に適合するものとする。

表 2 ー 1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1)無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリー	- ト	ート	リー	ッリ	ノク	コン	舗装:	۲,	リー	ンク	鉄筋コ	•	無筋	(1)	
------------------------	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	---	----	-----	--

ふるいを通るものの重量百分率(%)
100
90~100
80~100
$50 \sim 90$
25~65
10~35
2~10 [注1]

[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2~15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。

[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えないのが望ましい。

[注3]空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるいおよび0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5および0に減らしてよい。

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90~100
0.6	60~80
0.3	20~50
0.15	5~30

特仕2-3-2 セメントコンクリート用骨材

砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80mmの粗骨材の粒度は、表2-1の規格に適合するものとする。

なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲 を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

表2-1 粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大			維	ふる	いを通	る量の	の重量百	分率	1		
寸法 粗骨材 (mm) の大きさ (mm)	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5~80	1	100	95~100	_	$40 \sim 75$	_	20~40	_	5~15	$0 \sim 5$	-

表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1)**無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート**

ふるいの呼び 寸法(mm)				ふるい	いを通る	るものの	の質量百	百分率	(%)			
粗骨材の 大きさ(mm)	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
50-5		_	10	95∼ 100	_	_	$35\sim$ 70	_	$10 \sim 30$	_	$^{0\sim}_{5}$	—
40-5	-	_	_	100	95∼ 100	_	_	$^{35\sim}_{70}$	_	$10 \sim 30$	$^{0\sim}_{5}$	_
30-5	-	_	_	_	100	95∼ 100	_	$40 \sim 75$	_	$10 \sim 35$	0~ 10	0~ 5
25-5		_	_	_	_	100	95∼ 100	_	$30\sim$ 70	_	0~ 10	0~ 5
20-5	_	_	_	_	_	—	100	90∼ 100	_	$20 \sim 55$	0~ 10	$^{0\sim}_{5}$
15-5	-	_	_	_	_	_	_	100	90∼ 100	$40 \sim 70$	0~ 15	$^{0\sim}_{5}$
10-5	_	_	_	_	_	_	_	_	100	90∼ 100	0~ 40	0~ 10
50-25*		_	100	90∼ 100	$^{35\sim}_{70}$	_	0~ 15	_	$^{0\sim}_{5}$	_		
40-20 🔆	_	_	_	100	90∼ 100	—	$20 \sim 55$	0~ 15	_	$^{0\sim}_{5}$	_	
30-15**	-	_	-	_	100	90~ 100	_	20~ 55	0~ 15	0~ 10	_	

[注] ※の粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合 に用いるものであって、単独に用いるものではない。

(2) プレパックドコンクリート

最小寸法	15mm以上。	
B .+-+-+-++	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、	鉄
最大寸法	筋のあきの1/2以下。	

2. 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超え た細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作 用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものと する。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの

凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

3.使用規定の例外

気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいも のとする。

4. 使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。 ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果 等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用い てもよいものとする。

5.すりへり減量の限度

すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は 35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを 使用するものとする。

2-3-3 アスファルト舗装用骨材

1.砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度

砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-3、表2-4、表2-5の規格 に適合するものとする。

ふるい目の開き ふるいを通るものの質量百分率(%)																
							S	っるいを追	重るものの	D質量百分	分率(%)					
呼	び名		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	$425~\mu~{\rm m}$	75μ m
	S-80(1号)	80~60	100	85~ 100	$0 \sim 15$											
	S-60(2号)	$60{\sim}40$		100	85~ 100	I	0~ 15									
単粒	0 10(0.37	40~30				100	85~ 100	$0 \sim 15$								
· ·	S-30(4号)	30~20					100	85~ 100	-	$0 \sim 15$						
	S-20(5号)	$20 \sim 13$							100	85~ 100	$0 \sim 15$					
	S-13(6号)	$13 \sim 5$								100	85~ 100	$0 \sim 15$				
	S-5 (7号)	$5 \sim 2.5$									100	85~ 100	$0 \sim 25$	$0 \sim 5$		
粒度	M-40	$40\sim 0$				100	95~ 100	_	-	$60 \sim 90$	-	$30 \sim 65$	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10
粒度調整砕石	M-30	$30 \sim 0$					100	95~ 100	_	$60 \sim 90$	-	$30 \sim 65$	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10
矸石	M-25	$25 \sim 0$						100	95~ 100	_	55~ 85	30∼ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10
クラ	C-40	$40 \sim 0$				100	95∼ 100	_	-	$50 \sim 80$	-	$15 \sim 40$	$5 \sim 25$			
ッシ	C - 30	$30 \sim 0$					100	95~ 100	-	$55 \sim 85$	-	15~ 45	$5 \sim 30$			
ヤラン	C-20	$20 \sim 0$							100	95∼ 100	60~ 90	$20 \sim 50$	10~ 35			

表2-3 砕石の粒度

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊し たりするものは表層に用いてはならない。

表2-4 再生砕石の粒度						
	粒度範囲					
	(呼び名)	$40 \sim 0$	$30 \sim 0$	$20 \sim 0$		
ふる	5い目	(RC-40)	(RC-30)	(RC-20)		
	の開き					
通	53mm	100				
過	37.5mm	$95 \sim 100$	100			
質	31.5mm	_	95~100			
量	26.5mm	_	_	100		
百 分	19mm	$50 \sim 80$	$55 \sim 85$	95~100		
率	13.2mm	-	_	60~90		
%	4.75mm	$15 \sim 40$	$15 \sim 45$	$20 \sim 50$		
)	2.36mm	$5 \sim 25$	$5 \sim 30$	$10 \sim 35$		

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたまま の見かけの骨材粒度を使用する。

53	粒 度 範 囲 (呼び名) ov目 の開き	40~0 (RM-40)	30∼ 0 (R M−30)	25∼0 (RM−25)
	53mm	100		
通	37.5mm	95~100	100	
過	31.5mm	—	95~100	100
質	26. 5mm	_	-	95~100
量百	19mm	60~90	60~90	_
分	13. 2mm	—	—	$55 \sim 85$
率	4.75mm	30~65	30~65	$30 \sim 65$
%	2.36mm	$20 \sim 50$	$20 \sim 50$	$20 \sim 50$
<u> </u>	$425\mu\mathrm{m}$	$10 \sim 30$	10~30	10~30
	75μm	$2 \sim 10$	2~10	$2 \sim 10$

表2-5 再生粒度調整砕石の粒度

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたま まの見かけの骨材粒度を使用する。

2.砕石の材質

砕石の材質については、表2-6によるものとする。

表2-6 安定性試験の限度

用	途	表層・基層	上層路盤
損失量	%	12以下	20以下

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の 「A004硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」よる

3.砕石の品質

砕石の品質は、表2-7の規格に適合するものとする。

表2-7 砕石の品質

用途 項目	表層・基層	上層路盤
表 乾 比 重	2.45 以上	_
吸水率 %	3.0以下	—
すり減り減量 %	30 以下注)	50以下

[注1] 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径13.2~4.7 5mmのものについて実施する。

[注2] 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行 えばよい。

4.鉄鋼スラグ

鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、 ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によ るものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度 調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、そ の他は砕石の粒度に準ずるものとする。

名 称	呼び名	用途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用
クラッシャラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理(加熱混合)用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材

表2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途

5.鉄鋼スラグの規格

鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。

呼び名	修 正 C B R %	ー軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/1	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80以上	_	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上
CS	30以上	_	-	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上

表2-9 鉄鋼スラグの規格

[注1] 呈色判定は、高炉除令スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

6.製鋼スラグの規格

製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。

		夜 2 - 10	殺罰ヘフソル	况怕	
呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減 量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング 期 間
CSS	—	_	50以下	2.0以下	3ヵ月以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上

表2-10 製鋼スラグの規格

「注1]試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

[注2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質(遊離石灰)を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、 製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。

[注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。

7.砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス(砕石ダスト)などを用い、粒度は混合 物に適合するものとする。

8.スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表2-11の規格に適合するものとする。

	目の開き		ふるいを	通るものの	の質量百分	率 %	
<u> 呼び名</u> 種類		4.75mm	2.36 m	600μ m	$300~\mu$ m	$150~\mu$ m	75μ m
スクリーニ ングス	F.2.5	100	85~100	$25 \sim 55$	$15 \sim 40$	$7 \sim 28$	$0 \sim 20$

表2-11 スクリーニングスの粒度範囲

2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表 2-12の規格に適合するものとする。

表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量		%	3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	20以上
	圧裂係数	MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量		%	5以下

[注1] 各項目は13~0mm の粒度区分のものに適用する。

- [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微 粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨 材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。
- [注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により、 試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75µmふるいにと どまるものと、水洗い後の75µmふるいにとどまるものを乾燥もしくは6 0℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである(旧アスファ ルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75µmふ るい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試 験で失われる量の一部として扱う)。
- [注4] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足す ればよい。

2-3-5 フィラー

1.フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダス ト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下の ものを使用する。

2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-13の規 格に適合するものとする。

表2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目(µm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)
600	100
150	$90 \sim 100$
75	$70 \sim 100$

3. 石灰岩以外の石粉の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は 表2-14に適合するものとする。

表2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉を

フィラーと	して使用する場合の規定

項目	規定
塑性指数(PI)	4 以 下
フロー試験 %	50以下
吸水膨張 %	3 以 下
剥 離 試 験	1/4以下

4. 消石灰の品質規格

消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号) の規格に適合するものとする。

5. セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合 するものとする。

2-3-6 安定材

1. 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2-1	5 舗装用石油	8アスファルト	の規格	
種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120
針入度(25℃)1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下
軟 化 点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0
伸度(15℃)cm	10以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下
密 度(15℃)g/ccm³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

素2-15 舗装田石油アスファルトの相格

[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表 に付記しなければならない。

	種類及び記号	カチオン乳剤									
項	I	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK — 1	MK-2	MK — 3	MN-1		
	エングラー度 (25℃)	3~15 1~6 3~40									
Ś	ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下									
	付 着 度		2/3以	Ŀ			_		—		
	粗粒度骨材混合性		_			均等であ ること	-	_	-		
	密粒度骨材混合性			_			均等であ ること	_	-		
土油	毘り骨材混合性(質量%)			-				5以下	_		
セノ	マント混合性 (質量%)				_				1.0以下		
	粒子の電荷			陽	(+)				—		
Ż	《発残留分 (質量%)	60	以上	50足	人上		57以上		57以上		
蒸発残	針入度(25℃) (1/10mm)	100を 超え 200以下	150を 超え 300以下	100を 超え 300以下	60を 超え 150以下	超	60を 超え 200以下		60を 超え 300以下		
留物	トルエン可溶分 (質量%)		98比上 97比上								
	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)			:	1以下	r			1以下		
	凍結安定度 (-5℃)	_	粗粒子、塊の ないこと			_			-		
	主 な 用 途	および表面処理用 温暖期浸透用	および表面処理用	安定処 理層 養生用プライム コート用	タックコート用	粗粒度骨材混合 用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	安定処理剤 乳剤用		

表2-16 石油アスファルト乳剤の規格

[注1] 種類記号の説明P:浸透用乳剤、M:混合用乳剤、K:カチオン乳剤、N:ノニオン乳剤。

[注2] エングラー度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208:2000 6.3エンブラー度試験方 法によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208:2000 6.4セイボルトクロ ール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に換算する。

2. セメント安定処理に使用するセメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポル トランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものと する。

3. 石灰安定処理に使用する石灰

石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石 灰(特号および1号)、消石灰(特号および1号)、またはそれらを主成分とする石 灰系安定材に適合するものとする。

第4節 木 材

2-4-1 一般事項

1. 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

2. 寸法表示

設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については 特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

第5節 鋼 材

2-5-1 一般事項

1. 一般事項

工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。

2. 鋼材取扱いの注意

受注者は鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなけれ ばならない。

2-5-2 構造用圧延鋼材

構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

2-5-3 軽量形鋼

軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

2-5-4 鋼 管

鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

第5節 鋼 材

特仕2-5-2 構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101-S S 330 (黒皮品)の規格に適合した ライナープレートとする。 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)

2-5-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。
JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)
JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)
JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)
JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)
JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)
JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)

2-5-6 ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。
JIS B 1180 (六角ボルト)
JIS B 1181 (六角ナット)
JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)
JIS B 1256 (平座金)
JIS B 1198 (頭付きスタッド)
JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)
トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)
支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会)
(1971)

2-5-7 溶接材料

溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。
JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)
JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)
JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)
JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)
JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)
JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)
JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)

2-5-8 鉄線

鉄線は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3532 (鉄線)

2-5-9 ワイヤロープ

ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3525 (ワイヤロープ)

2-5-10 プレストレストコンクリート用鋼材

プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。
 JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)
 JIS G 3109 (PC鋼棒)
 JIS G 3137 (細径異形PC鋼棒)
 JIS G 3502 (ピアノ線材)
 JIS G 3506 (硬鋼線材)

2-5-11 鉄網

鉄網は、以下の規格に適合するものとする。
 JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)
 JIS G 3552 (ひし形金網)

2-5-12 鋼製ぐい及び鋼矢板

鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。
JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)
JIS A 5525 (鋼管ぐい)
JIS A 5526 (H形鋼ぐい)
JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)
JIS A 5530 (鋼管矢板)

2-5-13 鋼製支保工

鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。
 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
 JIS B 1180 (六角ボルト)
 JIS B 1181 (六角ナット)
 JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)

2-5-14 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごはの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム 合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以 上のめっき鉄線を使用するものとする。

特仕2-5-11 鉄 網

ラス張に使用する金網はヒシ形(2mm(14#)×50mmめっき仕様)で、その規格 及び品質はJIS G 3552(ヒシ形金網)の規格に準ずるものとする。 JIS A 5513 (じゃかご)

2-5-15 コルゲートパイプ

コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)

2-5-16 ガードレール(路側用、分離帯用)

ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。
(1) ビーム (袖ビーム含む)

JIS 6 3101 (一般構造用圧延鋼材)
JIS 6 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)

(2) 支 柱

JIS 6 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
JIS 6 3466 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

JIS 6 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)
JIS B 1181 (六角ナット)
ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は6.8とするものとする。

2-5-17 ガードケーブル(路側用、分離帯用)

ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。 (1) ケーブル IIS G 3525 (ワイヤロープ) ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/oとする。なお、ケーブル一本当りの破断強 度は160kN以上の強さを持つものとする。 (2)支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) (3) ブラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) (4) 索端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破 断強度以上の強さを持つものとする。 (5) 調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。 (6) ボルトナット JIS B 1180(六角ボルト) IIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。

2-5-18 ガードパイプ(歩道用、路側用)

ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。
(1)パイプ
JIS 6 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
(2)支 柱
JIS 6 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
(3)ブラケット
JIS 6 3101 (一般構造用圧延鋼材)
(4)継 手
JIS 6 3101 (一般構造用圧延鋼材)
JIS 6 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
(5)ボルトナット
JIS B 1180 (六角ボルト)
JIS B 1181 (六角ナット)
プラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は4.6とし、継手用ボルト (ねじの
呼びM16 [種別Ap] M14 [種別Bp及びCp])は6.8とする。

2-5-19 ボックスビーム (分離帯用)

ボックスビーム(分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。
(1)ビーム
JIS 6 3466(一般構造用角形鋼管)
(2)支柱
JIS 6 3101(一般構造用圧延鋼材)
(3)パドル及び継手
JIS 6 3101(一般構造用圧延鋼材)
(4)ボルトナット
JIS B 1180(六角ボルト)
JIS B 1180(六角ボルト)
JIS B 1181(六角ナット)
パドル取付け用ボルト(ねじの呼びM16)及び継手用ボルト(ねじの呼びM20)
はともに6.8とする。

特仕2-5-20 鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド (NSD400) の品質規格は表2-2のとおりと する。

表 2 - 2 異形スタッド (NSD400) の品質規格

				•• HH 3			
模	後 械 的	性 質		化	学	成	分
引張強さ kgf/nm ² (N/nm ²)	降 伏 点 kgf/mm ² (N/mm ²)	伸び%	試験片	С	M ⁿ	F	S
41~56 (400~550) (235以上)	24以上	20以上	JIS Z220 14号標 点距離 L=4D	0.2 以下	0.3~ 0.9	0.040 以下	0.040 以下

第6節 セメント及び混和材料

2-6-1 一般事項

1. 工事用セメント

工事に使用するセメントは、普通ボルトランドセメントを使用するものとし、他の セメント及び混和材料を使用する場合は、**設計図書**によらなければならない。

2. セメントの貯蔵

受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分し て貯蔵しなければならない。

3.サイロの構造

セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分ができないような構造とす るものとする。

4. 異常なセメント使用時の注意

受注者は、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、 その品質を確かめなければならない。

5. セメント貯蔵の温度、湿度

受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くならないようにしな ければならない。

6. 混和剤の貯蔵

受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分 離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したり しないように、これを貯蔵しなければならない。

7.異常な混和剤使用時の注意

受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた 混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確か めなければならない。

8. 混和材の使用順序

受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入 荷の順にこれを用いなければならない。

9.異常な混和材使用時の注意

受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用 にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。

2-6-2 セメント

1. 適用規格

セメントは表2-17の規格に適合するものとする。

JIS番号	名 称	区 分	摘 要
R 5210	ポルトランド	(1)普通ポルトランド	低アルカリ形については付属書による
	セメント	(2)早強ポルトランド	11
		(3)中庸熱ポルトランド	11
		(4)超早強ポルトランド	11
		(5)低熱ポルトランド	11
		(6)耐硫酸塩ポルトランド	11
R 5211	高炉セメント		高炉スラグの分量(質量%)
		(1)A種高炉	5 を超え30以下
		(2)B種高炉	30を超え60以下
		(3)C種高炉	60を超え70以下
R 5212	シリカセメント		シリカ質混合材の分量(質量%)
		(1) A種シリカ	5を超え10以下
		(2)B種シリカ	10を超え20以下
		(3)C種シリカ	20を超え30以下
R 5213	フライアッシュ		フライアッシュ分量(質量%)
	セメント	(1) A種フライアッシュ	5 を超え10以下
		(2)B種フライアッシュ	10を超え20以下
		(3)C種フライアッシュ	20を超え30以下
R 5214	エコセメント		塩化物イオン量(質量%)
		(1)普通エコセメント	0.1以下
		(2)速硬エコセメント	0.5以上1.5以下

表2-17 セメントの種類

2. 普通ポルトランドセメントの規定

コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適 合するものとする。

なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m³未満の場合は、この項の適用 を除外することができる。

3. 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表2-18の規格に適合するものとする。

12 2	10 自通小ルドランド	
	質	規格
比 表 面	積 cm ² /g	2,500 以上
凝結	始発	1 以上
h	終結	10 以下
	パット法	良
安定性	ルシャチリエ法 mm	10以下
	3 d	12.5 以上
圧 縮 強 さ N/mm ²	7 d	22.5 以上
1N/ III III	28d	42.5 以上
水和熱	7 d	350 以下
J/g	28d	400 以下
酸化マク	゙ネシウム%	5.0 以下
三酸	化硫黄%	3.0 以下
強熱	减量%	3.0 以下
全アルカリ	(Na o eq)%	0.75 以下
塩化物	1イオン%	0.035 以下

表2-18 普通ポルトランドセメントの品質

[注] 全アルカリ(Na o eq) の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント) 付属書ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。

4.原材料、製造方法、検査等の規定

原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)の規定によるものとする。

2-6-3 混和材料

1. 適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッ シュ)の規格に適合するものとする。

2.コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張 材)の規格に適合するものとする。

3. 高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラ グ微粉末)の規格に適合するものとする。

4. 混和剤の適合規格

混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、 流動化剤および硬化促進剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に 適合するものとする。

5.急結剤

急結剤は、JSCE-D 102に適合するものとする。

2-6-4 コンクリート用水

1. 練混ぜ水

コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308:2009 (レディーミ クストコンクリート) 付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、 油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。

2. 海水の使用禁止

受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。た だし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。

第7節 セメントコンクリート製品

2-7-1 一般事項

1. 一般事項

セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

2. 塩化物含有量

セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(CI)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

3. アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制 対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「ア ルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査 課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認 した資料を監督職員に提出しなければならない。

- 241 -

第7節 セメントコンクリート製品

特仕2-7-1 一般事項

1.アルカリ骨材反応抑制対策の対象

受注者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ 骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない 仮設構造物については除く。

2. アルカリ骨材反応抑制対策の確認

受注者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、 次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、 土木構造物については、(1)、(2)を優先する。

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 mに 含まれるアルカリ総量Na₂0換算で3.0kg以下にする。

(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種又はC種」あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種又はC 種」、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材 反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)注)の結果 で無害と**確認**された骨材を使用する。

3.海水または潮風の影響を受ける地域の措置

受注者は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応によ る損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合(2.(3)の対 策をとったものは除く)には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法につ いて監督職員と**協議**するものとする。

注)試験方法は、JISA 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJISA 5308(レ ディーミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、 JISA 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJISA 5308(レディ ーミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」 による。

2-7-2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。
 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品

 一種類、製品の呼び方及び表示の通則)

 JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則)
 JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則)
 JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
 JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
 JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)
 JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)

第8節 瀝青材料

2-8-1 一般瀝青材料

1. 適用規格

舗装用石油アスファルトは、第2編 2-3-6安定材の表2-15の規格に適合するものとする。

2.ポリマー改賞アスファルト

ポリマー改質アスファルトは表2-19の性状に適合するものとする。また、受注者 は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材 料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを**確認**しなければなら ない。

特仕2-7-2 セメントコンクリート製品

1.遠心力鉄筋コンクリート管

遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管1種及び2種とする。 受注者は、設計図書に明示された場合を除き、B型管(ソケット管)を使用しな ければならない。

2.RC杭の杭先端部

R C 杭の杭先端部は、普通型(閉塞型)とする。

3. コンクリートブロック

コンクリートブロックの規格は、設計図書に明示された場合を除き、JIS A 5371 附属書4表1.2によるものとする。

4. 側溝蓋

側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。

5.「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品

「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品について は J I S製品と同等とする。

表2-19 ポリマー改賞アスファルトの標準的性状

	_	種類			Ⅲ型			H型		
項目	付加	加記号	I 型	Ⅱ型		Ⅲ型-₩	Ⅲ型 -WF		H型-F	
軟化点		°C	50.0以上	56.0以上		70.0以上	1	80.	0以上	
//	(7°C)	cm	30以上	_		_		_	_	
伸度	(15℃)	cm	_	30以上		50以上		50以上	_	
タフネス (25℃)		N·m	5.0以上	8.0以上		16以上		20以上	_	
テナシティ (25℃)		N·m	2.5以上	4.0以上		_		_	_	
粗骨材の剥離面積率		%	_	_	_	5L)	_	_		
フラース脆化点		°C	_	_	_	_	-12以下	_	-12以下	
曲げ仕事量 (-20℃)		kPa	_	_	_	_	_	_	400以上	
曲げスティフネス		100							100017	
(−20°C)		MPa	_	_	-	_	_	-	100以下	
針入度 (25℃)		1/10mm				40以上				
薄膜加熱質量変化率		%				0.6以下				
薄膜加熱後の針入度死	表留率	%	65以上							
引火点		°C	℃ 260以上							
密度 (15℃)		g/c m³	試験表に付記							
最適混合温度		°C		試験表に付記						
最適締固め温度		°C			而且	試験表に付詰	5			

[注] 付加記号の略字 W:耐水性 (Water resistance) F:可撓性Flexibility

3. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表2-20の規格に適合するものとする。

表 2 - 20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格

項目	規格値				
粘度(60℃)Pa•s	1,000±200				
粘度(180℃) mm ² /s	200以下				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下				
針入度(25℃)1/10mm	40以上				
トルエン可溶分 %	99.0以上				
引火点℃	260以上				
密度(15℃)g/cm ³	1.000以上				
粘度比(60℃、薄膜加熱後/加熱前)	5.0以下				

[注] 180 ℃での粘度のほか、140 ℃、160 ℃における動粘度を試験表に 付記すること。

4.硬質アスファルトに用いるアスファルト

°C

 g/cm^3

引火点

密度(15℃)

硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-21の規格に適合するものとし、硬 質アスファルトの性状は表2-22の規格に適合するものとする。

24 4			
	重類	石油アスファルト	トリニダッドレイク
IJ	Щ. При III III III III III III III III III I	20~40	アスファルト
針入度(25℃)	1/10mm	20を超え40以下	$1 \sim 4$
軟化点	°C	55.0~65.0	93~98
伸度 (25℃)	cm	50以上	-
蒸発質量変化率	%	0.3以下	-
トルエン可溶分	%	99.0以上	52. 5~55. 5

表2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

1.00以上 [注] 石油アスファルト20~40の代わりに、石油アスファルト40~60などを使用する場合も ある。

260以上

240以上

1.38~1.42

項	目		標準値
針入度 (25℃)		1/10mm	15~30
軟化点		°C	$58 \sim 68$
伸度 (25℃)		cm	10以上
蒸発質量変化率		%	0.5以下
トルエン可溶分		%	86~91
引火点		°C	240以上
密度 (15℃)		g/cm ³	1.07~1.13

表2-22 硬質アスファルトの標準的性状

5. 石油アスファルト乳剤

 \sim

石油アスファルト乳剤は表2-16、表2-23の規格に適合するものとする。

表2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

		PKR-T	
項	目		
エンク	ブー度(25℃)		1~10
セイボ	ルトフロール秒(50℃) s	_
ふるい	、残留分(1.18mm)	%	0.3以下
付着周	÷		2/3以上
粒子0	D電荷		陽(+)
留出涧	由分(360℃までの)		—
	 	%	50以上
蒸	針入度(25℃)1/10r	nm	60を超え150以下
蒸発残留物	軟化点	°C	42.0以上
留物	タフネス	(25℃)N•m	3.0以上
123	7744	(15℃)N•m	_
	テナシティ	(25℃) N•m	1.5以上
	77274	—	
貯蔵3	安定度(24hr)質量	%	1以下
浸透性	ŧ	S	_
凍結3	安定度(-5℃)		_

6. グースアスファルトに使用するアスファルト

グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

7. グースアスファルト

グースアスファルトは表2-22の規格を標準とするものとする。

2-8-2 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)

2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。

表2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)路上表層再生用

路上表層再生用

				項		Ē	1					単位	規格値	試験方法
		米	占		度	(25°	C)				SFS	$15 \sim 85$	舗装調査・試験法便覧 参照
		ゴス	ķ	発	残	Ę	習	分				%	60以上	11
恭	引		火			点			(С 0	C)	°C	200以上	11
発産	粘					度			(6	0	°C)	mm^2/S	$50 \sim 300$	11
蒸発残留物	薄	膜力	口熱	後	Ø	粘	度	比	(6	0	°C)		2以下	11
199	薄	膜	加	素	ţ,	質	量	3	变	化	率	%	6.0以下	11

表2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)路上表層再生用

路上表層再生用

	項	目	単位	規格値	試験方法
引	火	点(C0C)	°C	200以上	舗装調査・試験法便覧 参照
粘		度(60℃)	mm^2/S	50~300	11
薄朋	莫加熱後の*	占度比(60℃)		2以下	11
薄	膜 加 熱 質	量 変 化 率	%	6.0以下	11

表2-26再生用添加時の品質プラント再生用

プラント再生用

項目	標準的性状
動 粘 度 (60°C) mm ² /S	80~1,000
引 火 点℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	-3~+3
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 分 析	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

第9節 芝及びそだ

2-9-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)

1. 一般事項

芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないもの とする。

2.芝の取り扱い

受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くず れ等のないものとする。

2-9-2 そ だ

そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。

第9節 芝及びそだ

特仕2-9-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)

1.芝

芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。

2.筋芝工

筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

特仕2-9-3 種 子

1.種子帯

種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壤改良材等を接着又は封入したものとし、 規格は下記のとおりとする。

巾……7 cm

種子配合……短冠性の牧草等

2.種子袋

種子袋は長さ50cm・巾10cm・厚さ1cmのものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に 示す場合を除き表2-4とする。

	品名	使用量 (g)	摘要
	トールフェスク	0.6	
	ウィピングラブグラス	0.06	
種	レッドトップ	0.015	
	э т ギ	0.01	
子	ヤマンギ	0.15	
÷.	メドハギ	0.1	
	カワラナデシコ	0.04	
名	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
	化学肥料	27	N, P, K等成分量30%以上
土 保	壊 肥 料 改 良 材 水 利	0.5(祷)	バーミキュライト等

表2-4 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量(1枚当り)

なお、化成肥料の肥効期間は3ヶ月程度を目標とする。

第10節 目地材料

2-10-1 注入目地材

1. 一般事項

注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、 しかもひびわれが入らないものとする。

2. 注入目地材

注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。

3. 注入目地材の物理的性質

注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防 げ、かつ、耐久的なものとする。

4. 加熱施工式注入目地材

注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

2-10-2 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

第10節 目地材料

特仕2-10-1 注入目地材

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材 (t=10mm) 及び樹脂系目地材 (t=10mm) とする。

特仕2-10-2 目地板

目地材は、厚さ1.8cm以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。

2.護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板

護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚10mmのもので 表2-5によるものとする。

表2-5 目地板の規格値

復元率	90%以上	KDKS060 7 - 1968による
圧 縮 荷 重	0.15N/mm ² 以上	" 50%圧縮時
硬 度	40度以上	SRIS0101-1968スプリングかたさ試験 (加圧面接触時)
見かけ密度	0.06g/cm ³ 以上	

3.河川構造物(樋管・樋門等)に使用する目地板

河川構造物(樋管・樋門等)に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム(一般合成ゴム)で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表2-6によるものとする。

表2-6 目地板の規格

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
引張強度	2.0N/mm ² 以上	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験 法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3g/cm ³ 以上	
硬 度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計 10sec以内

第11節 塗 料

2-11-1 一般事項

1. 一般事項

受注者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料 と同一製造者の製品を使用するものとする。

2.塗料の調合

受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。

3. さび止めに使用する塗料

受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。

4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格

受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規 格に適合したものとする。 IIS K 5621 (一般用さび止めペイント)

JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)

JIS K 5625(シアナミド鉛さび止めペイント)

IIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)

5.塗料の保管

受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、 諸法規を遵守して行わなければならない。

6.塗料の有効期限

塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その 他の塗料は製造後12ケ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は 使用してはならない。

第12節 道路標識及び区画線

2-12-1 道路標識

標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するもの とする。

第11節 塗料

特仕2-11-1 一般事項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

- 1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月(社)日本道路協会)によるC-5系を基本とする。
- 2)一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。

なお、使用材料等については、監督職員の**承諾**を受けるものとする。

3) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

 (1) 標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) IIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718-1 (プラスチック―メタクリル樹脂板―タイプ、寸法及び特性―第1 部:キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック―メタクリル樹脂板―タイプ、寸法及び特性―第2 部:押出板) ガラス繊維強化プラスチック板(F.R.P) (2)支柱 JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) (3) 補強材及び取付金具 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) IIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材) (4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレン ズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセル レンズ型反射シートとし、その性能は表 2-27、表 2-28に示す規格以上のものと する。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生 じないものとする。

なお、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注 者は監督職員の確認を得なければならない。

衣 乙	-21				· v/++7m	(人名) (本	344/
	観 測 角 [°]	入 射 角 [°]	白	黄	赤	緑	青
封	10,	5°	70	50	15	9.0	4.0
レ	12'	30°	30	22	6.0	3.5	1.7
封入レンズ型	20'	5°	50	35	10	7.0	2.0
型	20	30°	24	16	4.0	3.0	1.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
	2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1

表2-27 反射性能(反射シートの再帰反射係数)

共仕 第2編 材料編 第2章 土木工事材料

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(保安用反射シート及びテープ)による。

表2-28 反射性能(反射シートの再帰反射係数)

	観 測 角 [°]	入 射 角 [°]	白	黄	赤	緑	青
カ	12'	5°	250	170	45	45	20
カプセルレンズ型	12	30°	150	100	25	25	11
ルレ	20'	5°	180	122	25	21	14
ンプ	20	30°	100	67	14	12	8.0
型	2	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
	4	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (保安用反射シート及びテープ)による。

2-12-2 区画線

区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。
 JIS K 5665 (路面標示用塗料)
 JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温)
 2種 (*n* 加熱)
 3種1号 (*n* 溶融)

特仕2-12-2 区画線

1.区画線の品質規格及び材料使用量

区画線の品質規格及び材料使用量は表2-15、表2-16のとおりとする。

表2-15 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り)

名	称	規	格	単	位	数	量	備考
						常 温 式	加熱式	
ペイ	ント	JIS K 5665	1種	l		50	_	
IJ	,	"	2種	11		_	70	ロスを含んだ 数量である。
ビ -	- ズ	JIS R 3301	-1号	kg	ŗ	39	59	x= (0) 00

注:数量は「15cm幅の使用量」

表 2 – 16 溶融式ペイント(1 km当り)

							数	量	[
名	称	規	格	単	位	15cm	20cm	30cm	45cm	備考
~1	ント	JIS K 5665	3種-1号	kg		475	633	942	1417	t =1.5mm ロスを含ま
Ľ -	ーズ	JIS R 330)1-1号	"		20	26	40	60	ない

プライマ	" 2	25 33	50	75	
------	-----	-------	----	----	--

2.区画線設置の巾及び色彩

区画線設置の巾及び色彩は表2-17のとおりとする。

表2-17 区画線の巾及び色彩

種別	巾 (cm)	色 彩	摘要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15, 20	自	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・自	

第13節 その他

2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充てん、ライニング注入等は**設計** 図書によらなければならない。

第13節 その他

特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

1.橋梁修繕工に使用するシール材・注入材

橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表2-18のとおりとする。

表2-18 シール材・注入材の規格

	5.5 mA 1.5 1.	马克耶人 女 川。	<u>))/</u>	規格値		
試験項目	試験方法	試験条件	単位	シール材	注入材	
比 重	JIS K 7112	20℃7日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2	
粘 度	JIS K 6833	20℃ (^{B型回転粘土計}) 500g)	mPa•S		5,000以下	
可使時間	温度上昇法	20°C (200 g)	分	60以上	30以上	
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃7日間 (15×15×43)	${\rm N}/{ m mm}^2$	49以上	49以上	

圧 縮 弾 性 率	JIS K 7208	11	N/mm^2	$(0.1 \sim 0.8) \times 10^4$	$(0.1 \sim 0.8) \times 10^4$
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃7日間 (8×15×160)	N/mm^2	34以上	39以上
引 張 強 さ	JIS K 7113	20℃7日間 (5×20×175)	N/mm^2	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	11	${ m N/mm^2}$	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃7日間 (15×15×90)	K J/m 2	1.5以上	3.0以上
硬さ	JIS K 7215	20℃7日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注) 注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃7日間の養生したのち、試験をするものとする。

2. エポキシ系樹脂

エポキシ系樹脂は、表2-19に適合するものとする。

表2-19 エポキシ系樹脂の規格

		a back for the		規	格 値
試験項目	試験方法	試験条件	単位	モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃7日間		1.2 ± 0.05	1.2 ± 0.05
粘度	JIS K 6833	20°C	mPa∙S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃7日間	${ m N/mm^2}$	34以上	29以上
曲 げ 強 さ	JIS K 7203	20℃7日間	${ m N/mm^2}$	15以上	15以上
引 張 強 さ	JIS K 7113	20℃7日間	${ m N/mm^2}$	15以上	13以上
圧 縮 弾 性 率	JIS K 7208	20℃7日間	${ m N/mm^2}$	$(0.5 \sim 2.0) \times 10^3$	$(0.5 \sim 2.0) \times 10^{3}$
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃7日間	${ m N/mm^2}$	10以上	10以上

衝	撃	強	さ	JIS	K 7111	20℃7日間	K J $/m^2$	1.5以上	1.5以上
	硬	さ		JIS	K 7215	20℃7日間	HD	75以上	70以上

3. エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリート

エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2 -20のとおりとする。

表2 - 20 質量配合比

	樹脂	硅 砂	砂利	単位質量	摘要
樹脂モルタル	1	4	—	2,100 \pm 100kg/m 3	
11	1	5	_	2,150 \pm 100kg/m 3	
樹脂コンクリート	1	3	5	2, 250 \pm 100kg/m 3	

4.硅砂

硅砂は表2-21の規格を満足する4号・7号を使用する。

(1)種 類:乾燥硅砂

(2)粒 度

表2-21 硅砂の規格

		4号硅砂			7号硅砂		
フルイの	1.19	1.19	0.59	0.42	0.42∼	1.05	
呼び寸法 (mm)	以上	∼0.59	以下	以上	0.105	以下	
残留重量	10	80	10	10	75	15	
百分率(%)	以下	以上	以下	以下	以上	以下	

(3) 水分含有率:0.5%以下

受注者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。 なお、一度開封した硅砂を使用してはならない。

5.砂利

樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥(表乾状態)させたもの とし、粒度分布は表2-22を満足しなければならない。

表2-22 粒 度 分 布

		25mm	20mm	15mm	10mm	5mm
通過重量百分率	(%)	100	$100 \sim 95$	100~85	50~20	5~0

6.繊維

(1) 繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。

(2) 繊維の品質規格については、表2-23とする。

表2 ― 23 繊維の品質規格

繊維名	試 験 規 格 等	巾 (m)	質 量 g/m	厚 (mm)	引張強度
カーボン ガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0.5	$26\mathrm{N/mm}^2$

7. 充填材及びバックアップ材

充填材及びバックアップ材の物性は表2-24、表2-25のとおりとする。

表2-24 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項目	条件	標準値	試 験 方 法	定期検査	通常検査
比 重	20°C	1.1±0.2	JIS K 6350に準ずる。	0	0
硬 度 (ASKER-C)	20°C	2~13	SRIS 0101-1968に準ずる 。	0	
破断時の伸び	-20°C	400以上	JIS A 5758に準ずる。	0	0
(%)	20°C	500以上		0	(20℃のみ)
	水中浸漬	500以上		0	

	200時間ウェザー	500以上		0	
	−20°C	0.3 以上		0	
最大引張応力	20°C	0.08以上		0	0
(N/mm^2)	水中浸漬	0.08以上	JIS A 5758に準ずる。	0	(20℃のみ)
	200時間ウェザー	0.08以上		0	
50 %圧縮強さ	20°C	0.02~	TTC V C7C7) - 洋田 - 2 7	0	0
(N/mm^2)		0.13	JIS K 6767に準ずる。		
復元性試験 (%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準ずる。	0	
引張圧縮繰り返し試験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	0	

注) 全項目について1年に1回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを 添付しなければならない。

表2-25 パックアップ材の品質の標準規格

(高弾性ウレタン	フォーム	.)	
項目	単 位	規 格	試験方法
密度	kg/m³	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	Ν	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

(ポリエチレンフォーム)

		標	準値	
項	目	車道部 (硬質バックア ップ材)	地覆部 (硬質バックアッ プ材)	試験方法
みかけ密度	(g/cm^3)	0. 025~0. 040	0. 025~0. 036	JIS K 6767
引張強さ	(N/mm^2)	0.34~0.57	0.10~0.26	

伸	び	(%)	300~400	$175 \sim 400$
引裂	<u></u> 搶さ(N/cm)	14.70~25.48	7.35~17.15

注) バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエ チレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

特仕2-13-2 合成樹脂製品

1.ゴム製止水板

ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、 良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体 もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファ クテス又は再生ゴムを含んではならない。

規格は表2-26によるものとする。

表2-26 ゴム製止水板の規格

硬	度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強	さ	さ 25N/mm ² 以上 JIS K 6251 (23℃+ 2℃) 縦横と ること。	
破断時の伸	1Q	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強	ひきさき強度 12N/mm ²		JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比	重	1.13±0.03	JIS K 6350

樋管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表2-27によるものとする。

表2-27 止水板の規格

硬	度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ		15N/mm ² 以上	JIS K 6251
伸	び	350%以上	JIS K 6251

2-13-2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。
JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS K 6745 (プラスチックー硬質ポリ塩化ビニル板)
JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)
JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)
JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)
JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)
JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

2.砂防堰堤で使用する止水板

砂防堰堤で使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ7mm以上とする。

3. 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン

鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン(クロロプレンゴム)の性状は表2-28によるものとする。

硬 度	60± 5度	JIS K 6253	
引張り強さ	12000KN/m²以上	JIS K 6251	
伸び	400%以上	JIS K 6251	
老化試験			
引張り強さ変化率	-20%以上	JIS K 6257	
伸 び 変 化 率	-30%以上	100℃×70h	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262⊅10 100℃×70h	

表2-28 止水ゴムパッキンの規格